

○ 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第九十七条 削除</p> <p>② 前項に規定する事項のほか、<u>地方労働基準審議会</u>は、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）の施行に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。</p>	<p>第九十七条 <u>（監督組織）</u>      この法律を施行するために、労働省に労働基準主管局（労働に関する主務省の内部部局である局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。）を、各都道府県に都道府県労働局を、各都道府県管内に労働基準監督署を置く。</p> <p>② 都道府県労働局及び労働基準監督署は、労働大臣の管理に属する。</p> <p>③ 労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、命令で定める。</p> <p>第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審議するため、<u>労働省に中央労働基準審議会を、都道府県労働局に地方労働基準審議会を置く。</u></p> <p>② 前項に規定する事項のほか、<u>中央労働基準審議会</u>は賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。以下この項において同じ。）の施行及び改正に関する事項、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働</p>

③ 地方労働基準審議会は、都道府県労働局長の諮問に応じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。

④ 地方労働基準審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各同数を委嘱する。

⑤ 前各項に定めるもののほか、地方労働基準審議会に關し必要な事項は、命令で定める。

基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。

③ 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働大臣の、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の諮問に応じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。

④ 労働基準審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。

⑤ 前各項に定めるもののほか、労働基準審議会に關し必要な事項は、命令で定める。